

意見募集用

第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画 (素案)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

令和7年12月
秋田市

目 次

第 1 計画策定の趣旨	1
1 趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の構成	2
第 2 秋田市の状況と国・県の動向	3
1 秋田市の状況	3
2 国・県による支援の動向	4
第 3 計画の基本的な方向	5
1 基本的な考え方	5
2 基本方針	5
3 支援体制	6
第 4 具体的な取組	8
1 支援等のための体制整備への取組	8
2 経済的支援への取組	9
3 精神的・身体的被害の回復・防止等への取組	12
4 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	14
資料編	15
1 秋田市犯罪被害者等支援条例	15
2 秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例	17
3 秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則	20
4 秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議設置要綱	22
5 秋田県犯罪被害者等支援条例	23
6 犯罪被害者等基本法	27

第1 計画策定の趣旨

1 趣旨

ある日突然、自身や大切な家族が犯罪等^{①)}の被害に遭った方（以下「犯罪被害者等^{②)}」という。）は、直接生じる精神的・身体的・財産的被害だけでなく、捜査や裁判等による時間的負担や経済面での不安、また、周囲の配慮に欠ける対応による二次的な被害によって長期にわたり苦しめられることがあります。

犯罪被害者等が一日も早く平穏な日常を取り戻すためには、行政機関や民間支援団体等の連携による、きめ細やかな支援に加え、教育活動や広報活動等を通して社会全体の機運を醸成し、市民一人ひとりの理解を促進していくことが不可欠です。

国は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」^{③)}を制定し、犯罪被害者等支援のための国や地方公共団体の役割を明確にするとともに、地域の状況に応じた施策を策定し実施することを地方公共団体の責務と定めました。

本市においては、平成23年4月に「秋田市犯罪被害者等支援条例」（以下「支援条例」という。）を施行し、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年度からは「秋田市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定して、犯罪被害者等支援窓口の一元化や、関係機関等との連携など、支援体制の整備に努めてまいりました。

また、平成29年4月には、犯罪被害者等に係る生活の安定および精神的被害の軽減を図ることを目的として、「秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例」（以下「見舞金支給条例」という。）を施行し、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を直接的かつ迅速に対応することで、より一層の支援の充実を図っております。

このたび、令和3年3月に策定した第3次推進計画の計画期間が、令和7年度末で終了することから、犯罪被害者等への途切れることのない支援を推進するため、「第4次秋田市犯罪被害者等支援推進計画」を策定するものです。

*1) 「犯罪等」とは、犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

*2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者およびその家族または遺族をいう。

*3) 「犯罪被害者等基本法」とは、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、ならびに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めた法律。

2 計画の位置づけ

本計画は、支援条例第5条の規定に基づき、本市における犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

犯罪被害者等の権利利益の保護と、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、適切な支援を行うための基本方針や具体的な取組を示しており、本市の犯罪被害者等に係る施策推進の指針となります。

国の計画の推移（犯罪被害者等基本法 平成17年4月施行）

犯罪被害者等基本計画	(平成18年度から平成22年度まで)
第2次犯罪被害者等基本計画	(平成23年度から平成27年度まで)
第3次犯罪被害者等基本計画	(平成28年度から令和2年度まで)
第4次犯罪被害者等基本計画	(令和3年度から令和7年度まで)

県の計画の推移（秋田県犯罪被害者等支援条例 平成25年4月施行）

秋田県犯罪被害者等支援基本計画	(平成18年度から平成22年度まで)
第2次秋田県犯罪被害者等支援基本計画	(平成23年度から平成27年度まで)
第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画	(平成28年度から令和2年度まで)
第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画	(令和3年度から令和7年度まで)

本市の計画の推移（秋田市犯罪被害者等支援条例 平成23年4月施行）

秋田市犯罪被害者等支援推進計画	(平成24年度から平成27年度まで)
第2次秋田市犯罪被害者等支援推進計画	(平成28年度から令和2年度まで)
第3次秋田市犯罪被害者等支援推進計画	(令和3年度から令和7年度まで)

3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 計画の構成

本計画では、「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「市民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、4つの基本方針のもと4つの取組で構成しています。

第2 秋田市の状況と国・県の動向

1 秋田市の状況

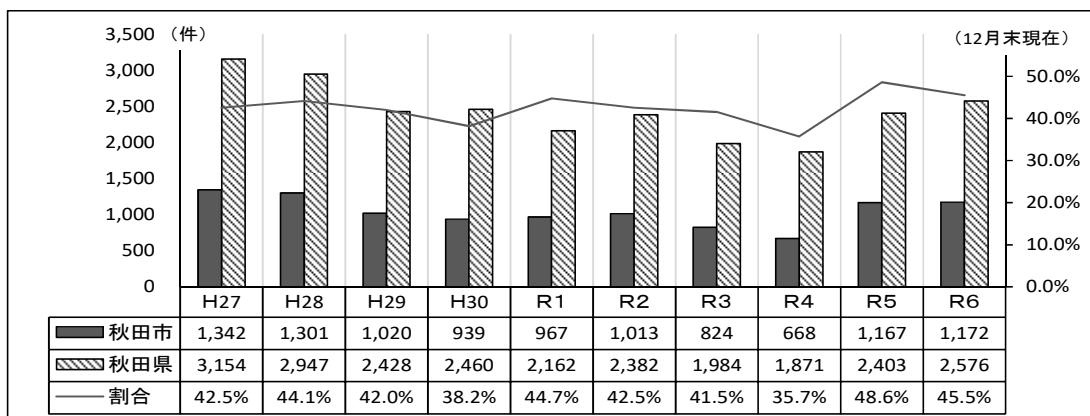
(1) 本市の刑法犯認知件数

本市における刑法犯*) 認知件数は令和6年12月末現在で1,172件であり、前年同期と比較して5件増加しました。過去10年の推移をみると、令和4年までは減少傾向にあったものが2年連続で増加しています。

また、秋田県全体の件数に占める割合も、令和5年以降はこれまでに比べ若干高くなっています。

*) 「刑法犯」とは、殺人、強盗、窃盗など、刑法等の法律に規定される犯罪をいう。

秋田市における刑法犯認知件数・県全体に占める割合の推移



(秋田県警察ホームページ(<https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/statistics>)各種統計の市町村別刑法犯発生状況に基づき作成)

(2) 本市の犯罪被害者等支援総合窓口における相談状況

平成29年度以降に本市総合窓口に寄せられた相談は、すべて犯罪被害者等見舞金支給申請等に関するものでした。

年度	件数	相談内容
H29	3件	見舞金支給申請等に関するもの
H30	1件	見舞金支給申請等に関するもの
R1	1件	見舞金支給申請等に関するもの
R4	1件	見舞金支給申請等に関するもの
R6	1件	見舞金支給申請等に関するもの

2 國・県による支援の動向

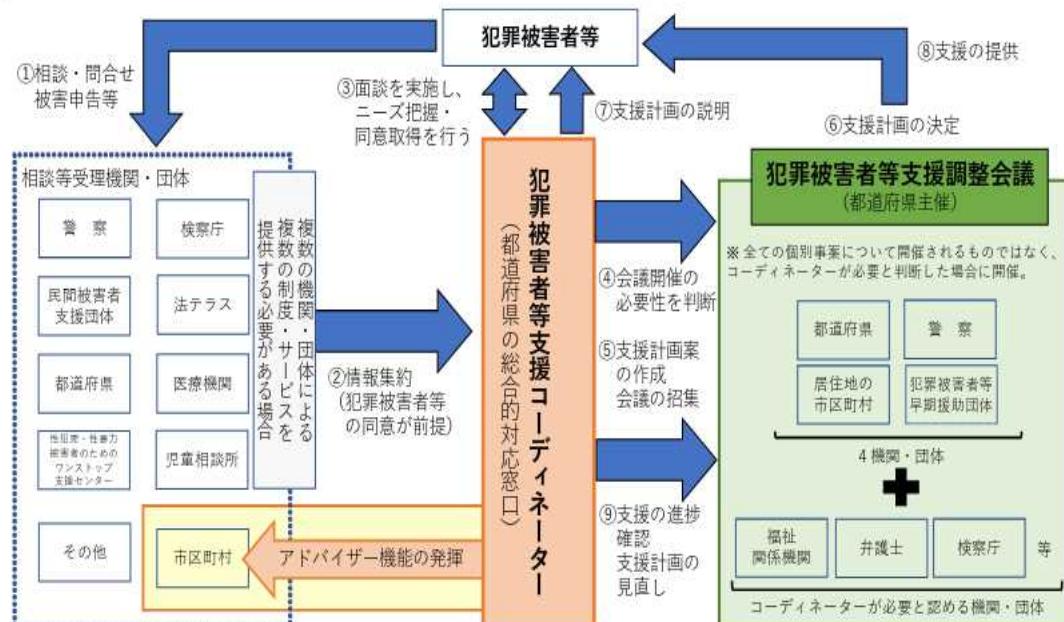
国においては、「第4次犯罪被害者等基本計画」に基づき犯罪被害者等施策を推進しているところ、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」(令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議*）決定)を受け、「地方における途切れぬ支援の提供体制の強化」に必要な施策を実施することとしています。

これにより、都道府県においては、地域の実情に応じて、「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、関係機関・団体と有機的に連携した「多機関ワンストップサービス」体制を構築することが求められています。

多機関ワンストップサービスは、基本的には、「都道府県が中核となり、都道府県に配置されたコーディネーターが支援全体のハンドリングを行う仕組みとすること」、「犯罪被害者等が居住する市区町村が参画し、生活を支援する各種制度・サービスを提供する仕組みとすること」、「犯罪被害者等支援調整会議（仮称）を開催するなど、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供する機関・団体が情報を共有し、支援内容をパッケージで検討する仕組みとすること」が重要な要素とされており、秋田県においても準備を進めているところです。

【参考】多機関ワンストップサービスのイメージ

図2：先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み（例）



（令和6年9月警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課「犯罪被害者等支援におけるワンストップサービス体制構築・運用の手引き」より）

*) 犯罪被害者等基本法に基づき内閣府に設置されている内閣総理大臣を会長とする機関。

第3 計画の基本的な方向

1 基本的な考え方

犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害のほか、精神的被害、経済的な困窮、世間の誤解や中傷等による二次的な被害を受ける場合もあります。

このような中、犯罪被害者等が再び地域において一日も早く平穏な生活を過ごせるよう、「必要なときに必要な場所で適切な支援を途切れなく受けられる社会」と「市民理解による、尊重と配慮がなされる安全安心な社会」の実現を目指し、支援施策を推進します。

2 基本方針

本計画は、第3次秋田市犯罪被害者等支援推進計画を引き継ぎ、次の4つの基本方針を掲げて支援に取り組みます。

■基本方針1 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

犯罪被害者等の尊厳を重んじ、個人の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。

■基本方針2 個々の事情に応じて適切に行われること

被害の状況および原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた適切な施策を講ずること。

■基本方針3 途切れることなく行われること

犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく必要な支援等を受けられること。

■基本方針4 市民の総意を形成しながら展開されること

市民一人ひとりが犯罪被害者等への理解を深め、配慮し、社会全体が協力し合って犯罪被害者等の権利利益の保護に取り組んでいくこと。

3 支援体制

全庁をあげて犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、支援条例第6条の規定に基づき、犯罪被害者等の支援に係る業務を行う総合窓口を市民相談センターに設置し、窓口の一元化を図るとともに、様々な機会を捉えた市民への周知に努めます。

総合窓口では、次の2つに留意し、迅速かつ適切に対応します。

■ ワンストップサービスの実施とプライバシーの保護

犯罪被害者等が必要とする、各種行政手続に関する書類の配布や説明および受理等については、個別の相談室を利用し特定の職員が行うなどの環境を整え、ワンストップによるサービスを実施することで、犯罪被害者等の精神的、時間的な負担の軽減に努めます。

■ 関係機関等との連携

府内関係課所室との連携により、犯罪被害者等支援に関する様々な相談支援に応じるとともに、秋田市犯罪被害者等支援施策府内連絡会議*)を必要に応じて開催し、包括的な支援を検討します。

また、本市総合窓口と次の関係機関は、犯罪被害者等が必要とする支援について連絡を密にし、適切な支援に努めます。

【秋田県警察本部犯罪被害者支援室】

各種行政手続および本市の犯罪被害者等見舞金に関するもののほか、支援全般に関する必要な情報提供について相互に連携します。

【公益社団法人秋田被害者支援センター】

日常生活での付き添い支援の依頼や自助グループの紹介等、専門知識を有する相談員への引き継ぎおよび必要な情報提供について相互に連携します。

【あきた性暴力被害者サポートセンター ほっとハートあきた】

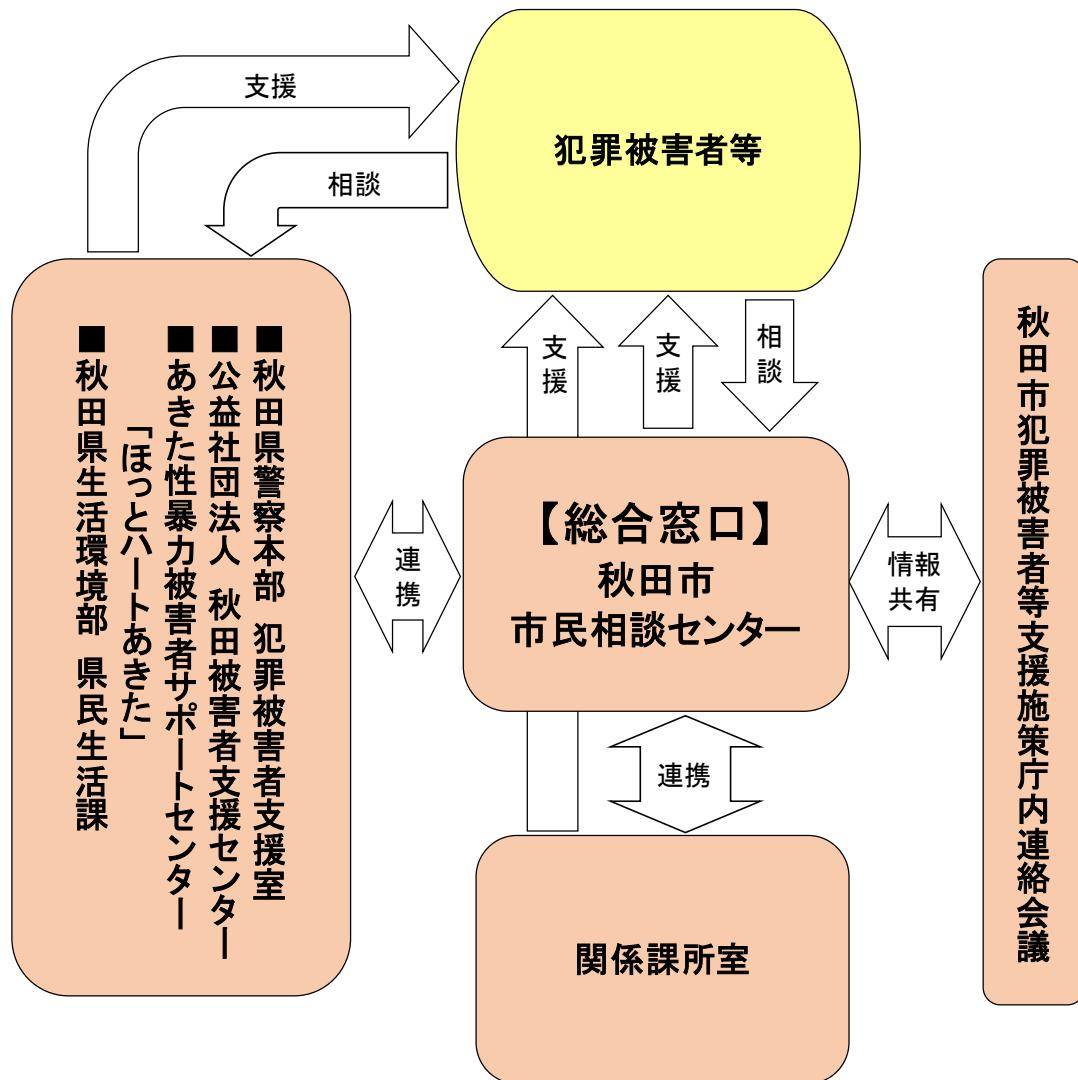
性犯罪、性暴力被害者に寄り添い、心身の負担軽減とその健康回復を図るために、専門知識を有する相談員への引き継ぎおよび必要な情報提供について相互に連携します。

【秋田県生活環境部県民生活課】

犯罪被害者等への支援のため、関係機関による総合的、横断的な支援活動、調整や適切な情報提供等を行う県の総合的支援窓口と相互に連携します。

*) 「秋田市犯罪被害者等支援施策府内連絡会議」とは、本市の施策や事業等を有効に活用し、犯罪被害者等への支援や権利・利益の保護を図るために設置するもの。

[支援体制フロー図]



第4 具体的な取組

1 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等が置かれている状況に応じた支援を、必要なときに必要な場所で受けられるようにするための十分な体制整備が必要です。このことから、各種相談の受付および情報の提供ならびに民間支援団体に対する援助等に関し、次の施策を行います。

(1) 各種相談の受付および情報の提供等

ア 犯罪被害者等支援総合窓口の一元化

【市民相談センター】

犯罪被害者等の様々な相談や各種手続に、迅速かつ適切に対応するため、各種行政手続等の窓口を一元化しています。

市民相談センターを犯罪被害者等支援の総合窓口とし、犯罪被害者等が必要とする手続等について、関係課所室との連携によりワンストップサービスを実施し、犯罪被害者等の精神的な負担の軽減に努めます。

イ 庁内連携、関係機関等との連絡調整

【市民相談センター】

庁内においては、「秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議」の開催や関係課所室との連携を図ります。

また、犯罪被害者等の負担を軽減するため、関係機関等との連絡を密にし、情報提供に努めるとともに、事案に応じて相互の連携を図ります。

ウ 職員研修会等の実施

【市民相談センター】

犯罪被害者等支援は関連する課所室が連携して取り組む必要があることから、犯罪被害者等支援に関する業務に従事する担当職員を対象とした研修会等を開催し、犯罪被害者等の支援に必要な知識の習得と意識の醸成に努めます。

(2) 民間支援団体に対する援助

ア 民間支援団体への財政支援

【市民相談センター】

犯罪被害者等の支援を適正かつ確実に行うことができる非営利法人として、秋田県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された「公益社団法人秋田被害者支援センター」への財政支援を行います。

2 経済的支援への取組

犯罪被害者等が犯罪等により受けた経済的負担を軽減することができるよう支援を行うことが必要です。このことから、各種制度の活用、居住の安定および雇用の安定に関し、次の施策を行います。

(1) 各種制度の活用

ア 犯罪被害者等見舞金の支給

【市民相談センター】

見舞金支給条例第3条の規定に基づき、犯罪行為により、死亡又は傷害を受けた被害者およびその遺族に対して、生活の安定および精神的被害の軽減に対する迅速かつ直接的な支援として見舞金を支給します。

秋田県警察本部犯罪被害者支援室からの情報提供を受け、相互に連携しながら支給要件の説明および申請等の支援を行います。

なお、犯罪被害者等見舞金の額は次のとおりとします。

種別	金額
遺族見舞金	30万円
傷害見舞金	10万円

イ 高額療養費の支給

【国保年金課、後期高齢医療課】

世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。

ウ 生活困窮者自立支援制度

【福祉総務課】

犯罪被害等により生活の困りごとや住居等に不安を抱えている場合、支援員が相談に応じ、利用可能なサービス等の紹介や支援プランを作成するなど、自立に向けた支援を行います。

エ 生活保護制度

【保護第一課、保護第二課】

犯罪等の被害により働き手を失うなど生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被害者世帯の自立を助長します。

オ 各種市税等の減免や納付に関する相談

市税等について、犯罪被害者等が納税困難となった場合など、犯罪被害者等支援の総合窓口（市民相談センター）が担当課所室と調整し、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。

種 別	担当課所室
市・県民税等の減免相談	市民税課
固定資産税の減免相談	資産税課
市・県民税、固定資産税等の納付相談	納税課、特別滞納整理課
国民健康保険税の減免相談	国保年金課
国民健康保険税の納付相談	国保年金課収納推進室
後期高齢者医療保険料の減免、納付相談	後期高齢医療課
介護保険料の減免、納付相談	介護保険課

カ 子育てに係る負担の軽減

出産、育児、就学に要する負担軽減について、犯罪被害者等の置かれた状況に応じて支援します。

(ア) 助産制度

【子ども福祉課】

所得が少ないため出産にかかる費用が準備できない方に出産費用を助成します。

(イ) 福祉医療制度

【子ども福祉課】

乳幼児、小中学生、高校生等およびひとり親家庭等の児童の医療費（自己負担分）を助成します。

(ウ) 児童扶養手当

【子ども福祉課】

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童、または父又は母が障がい者である場合の児童に対して、その家庭の生活の安定と自立に役立つよう手当を支給します。

(エ) ひとり親家庭への保育料助成

【子ども育成課】

ひとり親家庭の子の保育料等を助成します。

(才) 就学費用等の貸付

【子ども福祉課】

母子・父子・寡婦世帯で経済的自立と生活の安定等のため、高校、専門学校、短大、大学での就学にかかる費用の貸付けを行います。

(才) 就学費用の援助

【学事課】

経済的に困窮している場合に小中学校での学習等に必要な費用の一部を援助します。

(才) 市立学校の授業料減免

【学事課】

経済的に困窮している場合、又は特別な事情があり校長が特に減免の必要があると認めた場合に、授業料の一部又は全部を免除します。

(2) 居住の安定

ア 市営住宅への入居

【住宅政策課】

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合には、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居に関する相談に応じるとともに、優先的な取扱いを実施します。

イ 母子生活支援施設への入所

【子ども福祉課】

犯罪被害者等の保護および自立支援のため、母子生活支援施設への入所に関する相談に応じます。

(3) 雇用の安定

ア 事業主等への理解の促進と就業支援

【企業立地雇用課】

犯罪被害者等の雇用安定のため、犯罪被害者等が雇用の面で不利な取扱いを受けることがないように関係機関から事業主等へ働きかける際に協力します。また、就業相談や就業に必要な知識・技術等の習得を希望する場合は、関係機関を紹介します。

3 精神的・身体的被害の回復・防止等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により心身に大きな被害を受けるほか、自身や家族が被害に遭ったことによる精神的なショックからP T S D（心的外傷後ストレス障害）*）を発症するケースも多くあります。このような心身の被害から早期に回復するためには、関係機関が連携し二次的な被害を防ぐなど、安全を確保することが必要です。このことから、保健医療・福祉サービスの提供、安全の確保、学校における支援およびインターネット上の誹謗中傷等に関する支援に関し、次の施策を行います。

*）「P T S D（心的外傷後ストレス障害）」とは、強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間がたってからも、その経験に対して強い恐怖を感じるもので、震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害などが原因になるといわれている。突然、怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、めまいや頭痛がある、眠れないといった症状が出てくる。

(1) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供

ア 精神保健福祉相談

【健康管理課】

こころの健康相談等、精神保健に関する問題をかかえている本人や家族、関係者などの相談に応じ、正しい知識や対処方法についての助言、指導や関係機関の紹介などを行います。

精神科医による	【精神保健福祉相談】
臨床心理士による	【こころのケア相談】
保健師等による	【こころの相談】

イ 医療安全相談

【保健総務課】

市内の医療機関で受けた治療や説明に関する相談に応じます。

ウ 秋田市基幹相談支援センター

【障がい福祉課】

障がいに関する様々な困りごと、心配ごとなどの相談に応じて総合的・専門的な支援を行います。

エ 子ども家庭相談と女性の悩み相談

【子育て相談支援課】

児童虐待および配偶者等暴力、性暴力に関する相談に応じます。

オ 秋田市障がい者虐待防止センター

【障がい福祉課】

障がい者に対する虐待の早期発見、虐待を受けた障がい者の保護を行うとともに、虐待防止の啓発を行います。

カ 高齢者虐待への対応

【長寿福祉課】

長寿福祉課と地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待の防止の啓発および虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。

キ 身体の障がいに関する相談

【障がい福祉課】

犯罪等の被害により身体に障がいが残った場合、相談に応じて身体障害者手帳の申請方法などの情報提供を行います。

(2) 安全の確保

ア 住所情報の保護

【市民課】

ドメスティック・バイオレンスおよびストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者が住民票や戸籍附票の写し等の交付制度を利用して被害者の住所を探索することを防止するため、庁内関係課所室および関係他市町村と連携し、被害者の保護を図ります。

(3) 学校における支援

ア スクールカウンセラー等と連携した相談体制の充実 【学校教育課】

犯罪被害者等を含む様々な悩みや不安を抱える児童生徒に対し、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携した相談体制の充実に努めるとともに、積極的に関係機関との連携を図ります。

(4) インターネット上の誹謗中傷等に関する支援

ア インターネット上の誹謗中傷等に関する相談機関の案内

【市民相談センター】

インターネット上の誹謗中傷等の被害に遭われた場合に、書き込みの削除や損害賠償の請求など、被害者の希望に添った相談機関を案内します。

4 市民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

犯罪被害者等が、再び地域において平穏な生活を営むようになるためには、犯罪被害者等が置かれている状況等について、市民の理解と配慮、協力が不可欠です。そのためには、様々な機会を捉えた広報啓発活動に加え、学校等において、かけがえのない命を尊重するための教育を推進していくことが必要です。このことから、市民の理解の増進に関し、次の施策を行います。

(1) 市民の理解の増進

ア 広報・啓発

【広報広聴課、市民相談センター】

広報あきたやホームページ、公式SNS等を活用した情報発信のほか、犯罪被害者等支援啓発用リーフレットを作成・配布します。

また、犯罪被害を考える日（6月30日）および犯罪被害者月間に併せた啓発活動により、市民の理解促進を図ります。

イ 広聴

【広報広聴課、市民相談センター】

広く市民からの意見や要望等を聴き、犯罪被害者等の支援施策に反映させます。

(2) 学校における心の教育の充実

ア 他者を思いやる心の醸成

【学校教育課】

学校生活の様々な場面を捉えて相手の立場に立って考えたり行動したりすることの大切さを指導するなど、全教育活動を通じて心の教育の充実を図ります。

資料編

1 秋田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)第3条に定める基本理念にのっとり、市および市民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者およびその家族又は遺族をいう。
- (3) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (4) 関係機関等 国、秋田県、秋田県警察、民間支援団体その他の関係する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、犯罪被害者等の支援に関し、法第5条に規定する責務を積極的に果たすため、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、施策を総合的に策定し、および計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市および関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援推進計画)

第5条 市長は、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する推進計画(以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する目標および施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、犯罪被害者等支援推進計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、犯罪被害者等支援推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、犯罪被害者等支援推進計画の変更について準用する。

(窓口の設置等)

第6条 市は、関係機関等との調整を図り、犯罪被害者等からの相談への対応、市および関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の犯罪被害者等の支援に係る業務を行う総合的な窓口を設置する。

2 市は、犯罪被害者等の支援に係る業務に従事する職員に対し、支援を行うために必要な知識等を修得させるものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等に対し、情報および福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就業の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深めるとともに、就業の支援を行うものとする。

(支援体制の構築)

第10条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援を行う者の養成その他地域における犯罪被害者等の支援のための体制の構築に必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第11条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、財政上の援助その他の必要な援助を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発した場合、集団的にもしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他の場合であって、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、当該犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、自らの責めに帰すべき事情がないにもかかわらず、犯罪行為により、不慮の死を遂げた市民の遺族又は傷害を受けた市民に対して犯罪被害者等見舞金を支給し、もってその生活の安定および精神的被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。)をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。
- (3) 市民 本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (4) 被害者 犯罪被害を受けた者(当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民である者に限る。)をいう。
- (5) 傷害 医師の診断により全治1月以上の加療を要するものをいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 市長は、被害者があるときは、この条例の定めるところにより、被害者又はその遺族(当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民である者に限る。)に対し、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第3項および第4項の規定による第1順位の遺族をいう。第7条において同じ。)
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲および順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持

していたときには同項第2号の子と、その他のときには同項第3号の子とみなす。

- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号および第3号に掲げる者の中にあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位もしくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しない場合)

第6条 市長は、次に掲げる場合は、犯罪被害者等見舞金を支給しない。

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(犯罪被害者等見舞金を支給しない場合の特例)

第7条 前条第1号の規定にかかわらず、犯罪行為が行われた時に、被害者又は第1順位遺族からの申立てにより、加害者に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条もしくは第10条の2の規定による命令が発せられている場合又はこれに準ずる事情があると認められる場合であって、前条第2号および第3号に該当しないときは、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(令6条例12・一部改正)

(犯罪被害者等見舞金の額)

第8条 犯罪被害者等見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
 - (2) 傷害見舞金 10万円
- 2 遺族見舞金の額は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合は、前項第1号に定める額又は次項の規定により算定した額をその人数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
 - 3 市長は、傷害見舞金の支給後に当該被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、第1項第1号に規定する遺族見舞金の額から支給した傷害見舞金の額を減じて得た額を遺族見舞金としてその遺族に支払うものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給の申請)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したときは、することができない。

(犯罪被害者等見舞金の支給の決定等)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、犯罪被害者等見舞金の支給の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前条第1項の申請があった場合において、加害者を知ることができない等当該犯罪行為に係る事実関係に関し、速やかに第6条各号に掲げる事由を確認することができない事情がある場合であって、特に必要があると認めるときは、犯罪被害者等見舞金を支給する旨の決定をすることができる。

(決定のための調査等)

第11条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者(第9条第1項の申請をした者をいう。第3項において同じ。)又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給の決定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、申請者が正当な理由なく第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、又は医師の診断を拒んだときは、その申請を却下することができる。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第12条 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を指定して、これを返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けたとき。

(2) 犯罪被害者等見舞金の支給を受けた後において、第6条各号に定める事由に該当することが判明したとき。

(時効)

第13条 犯罪被害者等見舞金の支給を受ける権利は、その請求をすることができる時から2年間これを行わないときは、時効により消滅する。

(権利の保護)

第14条 犯罪被害者等見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

附 則(令和6年3月19日条例第12号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

3 秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例(平成29年秋田市条例第9号)。

以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(犯罪被害者等見舞金を支給しない場合)

第3条 市長は、犯罪行為が行われた時において被害者又は条例第4条第1号の第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者)(以下「被害者等」という。)と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する関係があったときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (2) 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)
- (3) 3親等内の親族
- (4) 同居の親族

第4条 市長は、犯罪被害について被害者等に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
- (2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
- (3) 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

第5条 市長は、被害者等に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

- (1) 当該犯罪行為を容認していたこと。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪被害を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)。
- (3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(遺族見舞金の支給の申請)

第6条 条例第9条第1項の規定により遺族見舞金の支給の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、秋田市遺族見舞金支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実および死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍および被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (4) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族が2人以上ある場合の前項の申請については、当該遺族全員において指定した代表者がその全額について申請し、又は当該遺族それぞれが条例第8条第2項の規定により算定した額について申請することができるものとする。

(傷害見舞金の支給の申請)

第7条 条例第9条第1項の規定により傷害見舞金の支給の申請をしようとする者は、秋田市傷害見舞金支給申請書に負傷し、又は疾病にかかった日および負傷又は疾病的状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第8条 市長は、条例第10条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の可否を決定したときは、秋田市犯罪被害者等見舞金審査結果通知書により、その内容を条例第9条第1項の申請をした者に通知しなければならない。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金の支給の決定の通知をするときは、当該犯罪被害者等見舞金の支給を受けるべき者に対し、併せて秋田市犯罪被害者等見舞金支払請求書を交付しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支払の請求)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、その支払を請求しようとするときは、前条第2項の請求書を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第10条 同一の世帯に属する2人以上の者が同時に第6条の申請書を提出する場合において、一方の申請書に添えなければならない書類により、他方の申請書に添えなければならない書類に係る事項を明らかにできるときは、他方の申請書の余白にその旨を記載して、他方の申請書に添えなければならない当該書類は省略することができる。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書に添えなければならない書類を省略させることができる。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

4 秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 条 市の施策、事業等を有効に活用し、犯罪被害者等への支援や権利・利益の保護を図るため、秋田市犯罪被害者等支援施策庁内連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、議長および委員をもって組織する。

2 議長および委員は、次の職にある者をもって充てる。

議長 市民生活部次長

委員 総務部総務課長、企画財政部企画調整課長、観光文化スポーツ部観光振興課長、市民生活部生活総務課長、福祉保健部福祉総務課長、保健所保健総務課長、子ども未来部子ども総務課長、環境部環境総務課長、産業振興部産業企画課長、建設部建設総務課長、都市整備部都市総務課長、会計課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長、消防本部総務課長および議会事務局総務課長

(臨時委員)

第 3 条 会議に、特別の事項の調査又は検討を行うため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、必要に応じ、市職員のうちから市長が任命する。

(議長)

第 4 条 議長は、会務を総理する。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、市民生活部市民相談センター相談担当において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

5 秋田県犯罪被害者等支援条例

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族(配偶者にあっては、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者(以下「内縁の配偶者等」という。)を含む。)又は遺族(配偶者にあっては、内縁の配偶者等を含む。)
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。
- 二 犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が、途切れることなく提供されること。

三 犯罪被害者等が、共に生きる地域社会の一員として尊重され、不当な差別的取扱いを受けることがないようにすること。

四 犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、様々な支援を必要とすることを踏まえ、国、県、市町村、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携し、協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないように十分配慮するとともに、国、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等に対して犯罪等による被害を理由とした不利益な取扱いをすることがないように十分配慮するとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するように努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うとともに、国、県及び市町村が行う犯罪被害者等支援に協力するように努めなければならない。

第二章 基本的施策

(基本計画)

第八条 知事は、犯罪被害者等支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、犯罪被害者等支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等支援のための施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、秋田県犯罪被害者等支援推進会議の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(心身に受けた影響からの回復)

第九条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるように必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十一条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅(秋田県営住宅条例(平成十四年秋田県条例第三十二号)第三条第一号に規定する県営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十二条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第十三条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行うものとする。

(連携体制の整備)

第十四条 県は、犯罪被害者等からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、国、市町村、民間支援団体その他の関係機関との連携の強化その他必要な体制を整備するものとする。

(人材の育成)

第十五条 県は、犯罪被害者等支援の推進に寄与する人材の育成を図るため、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第十六条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解の増進)

第十七条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、犯罪被害を考える日を設けるほか、必要な教育活動及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 犯罪被害を考える日は、六月三十日とする。

(年次報告)

第十八条 知事は、毎年、犯罪被害者等支援に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(市町村に対する協力)

第十九条 県は、市町村が犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しようとするとときは、情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

第三章 秋田県犯罪被害者等支援推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十条 第八条第三項の規定による諮問に応じて調査審議をさせるため、秋田県犯罪被害者等支援推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、前項に規定する調査審議をするほか、知事の諮問に応じ、犯罪被害者等支援の推進についての重要事項及び犯罪被害者等支援のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に知事に意見を述べることができる。

(組織及び委員の任期)

第二十一条 推進会議は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、市町村の職員、民間支援団体の業務に従事する者、犯罪被害者等及び事業者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十二条 推進会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第二十三条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、推進会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第二十四条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている県の犯罪被害者等支援に関する基本的な計画であって、犯罪被害者等支援のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため

のものは、第八条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号) の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

6 犯罪被害者等基本法

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならぬ。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一條 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別

の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」

という。) を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
 - 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。